

日本天文学会昭和 48 年度秋季年会記事

昭和 48 年度秋季年会は 10 月 11 日(木)～13 日(土)の 3 日間、高松市の香川大学教育学部で行われた。講演数 109、出席者約 210 名、座長には次の方々をお願いした。

11 日	午前	奥田 豊三、安田 春雄 (講演数 17)
	午後	青木 信仰、北村 正利 (" 22)
12 日	午前	斎藤 国治、河 鰐 公昭 (" 19)
	午後	飯島 重秀、小尾 信弥 (" 11)
13 日	午前	末元 善三郎、田 中 春夫 (" 18)
	午後	会 津 晃、川口 市郎 (" 22)
12 日午後前半	午後	I.A.U. 報告会が開かれ、宮本正太郎、古在由秀の 2 氏が報告された。なお会期中、大塚奨学金選考委員会、理事会、懇親会が開かれた。

日本学術会議第 64 回総会報告

日本学術会議広報委員会

第 64 回総会は、10 月 24 日から 3 日間日本学術会議講堂で開かれた。総会開会後まず江崎玲於奈博士のノーベル物理学賞受賞に対して祝電を送ることを満場の拍手をもって決定した。

次いで以下の事項を含む会長報告が行なわれ、総会はこれを諒承した。1. 前総会第 2 日の審議が続行不能となった事態に関し、会長のとった措置およびその後発表された「会長談話」を支持する旨の回答が各部から会長によせられ、これに基づく会長の審議依頼に応じて原子核研究連絡委員長から次の回答があった“当日の総会を続行不能にした一部「傍聴者の中に、本委員会委員が一名含まれていたことは遺憾だと思います。本委員会は、今後このような行為を繰り返さないよう当人に充分申し渡しました。” 2. 来年度の概算要求額の基準は今年度予算の 25% 増であったが学術会議では 37% 増で行なうことが認められ、国際会議出席旅費・総合研究連絡委員会の設置と研究連絡委員会増設等に要求の重点をおいた。3. 南極特別委員会の研究連絡委員会移行に際し、委員委嘱について前総会の戦争責任に関する申合せにそつて措置した。

会長報告のあと各部・各委員会の報告がつづき、午後 5 時頃提案審議に入った。大学設置審議会の委員として収賄の容疑のため逮捕された 7 部会員桐野忠大氏から、学者の良心に照して会員を辞任したい旨会長あてに申出があり、総会はこれを認めた。また 7 部会員有賀槐三氏に対する当選無効申立の再審査要求はこれを棄却・却下することとした。申立人の主張するように、違反文書のあることは認められたが、このことと被申立人との関係

学会事務所の移転

かねてより実施予定の事務所の移転が 11 月 1 日行なわれました。同じ東京天文台構内ですので郵便宛名、電話番号に変更はありません。

月報返送の御礼

11 月号天文月報、一部に重複して配附しました所早速御返送下さいましてありがとうございました。御陰をもちまして殆んど回収出来ましたので、本欄を借りまして厚く御礼申しあげます。

天文月報の書店店頭での販売価格の改訂

天文月報の製作原価の値上がりにより、裏表紙に記してあります店頭価格が、1974 年本号より 200 円となりました。なお会員の方は従来通りの会員で購読できます。

が立証されなかったので、現行選挙規則では当選無効とはならないというのがその論旨である。しかしながら総会は道義的にはなお多くの問題の残っていることを痛感して会員選挙に関する声明を議決した。次いで第 7 部長がこの問題および医の倫理について 7 部の所信を表明したが、学術会議としても 7 部に協力してその検討をすすめることにした。

今総会においても多くの重要な勧告・申入れ等が議決された。例えは総会第二日に上程された文化財保護法についての勧告では、文化財が自然とともに人間にとつて生活環境を構成する共有財産であるという観点のもとに、その保護のため一層強力広般な措置を求めるにした。また文部省側で大学院に関する諸措置の検討が進行していることを考慮し、連合的な博士課程大学院の設置も可能とするような弾力的行政措置と予算上の裏付けを「要望」することにした。私立大学の教育・研究用原子炉に関する勧告では、その共同利用促進のための助成措置を求めるにした。これらの勧告・要望は何れも多数の賛成を得て議決された。

また総会は、筑波大学関係法成立の経過に遺憾の意を表明し大学の自主的改革を促進するために必要な諸事項を指摘する声明を行なった。更に大学運営臨時措置法の失効にそなえて政府が何らかの法的措置をとることが予想されるので、会長が学術会議として必要な措置を適宜とりうるよう申合せた。

占領中アメリカの押収した日本の重要資料が同国内に分散していると伝えられている。そこでこれら資料の返還と公開を政府に申入れることにした。

学術交流委員会ではかねてから国際学術交流の促進について検討してきたが、今総会ではそのための基盤の整備について政府に「申入れ」することにした。ここでは、1. 国際学術交流全体として調和あらしめるよう計画・

調整すること 2. 予算の飛躍的増大と予算決算措置の弾力化 3. 國際學術交流の計画運営に対する科学者・研究者の総意の反映等の項目を力説するとともに、そのための何らかの機構の創設について検討中であるとのべている。このほか國際磁気圏觀測計画の実施について「勧告」した。また在日韓国人科学者の人権の保障に関し、韓国に拘留中の北海道大学助手金詰佑博士の今後について関心を有することを「声明」した。

総会第1日に、人文・社会科学関係の唯一の特定研究課題として昭和48・9の両年度に学術会議の選定した「第二次世界大戦に関する綜合研究」が不採択になった事情について疑義が提出された。総会第3日の午後には、特定研究課題審査のあり方および研究費全般の問題について自由に意見を交換した。

来年は日本学術会議が発足して25年目にあたる。このことを記念し、学術会議にふさわしい記念事業を次の総会の前日に行なうこととした。今総会では個々の提案に充分時間をさいて活発で率直な討論が行なわれ、地味ではあっても重要な多くの結論が得られた。8日間の総会の出席率は80%から85%にのぼった。

日本学術会議第10期会員選挙について

明昭和49年11月に日本学術会議第10期会員選挙が行なわれます。会員を選挙し、会員に選挙されるためには、日本学術会議の有権者名簿に登録されなければなりません。

第10期の有権者名簿（専門別、地方区分、住所、氏名等を登載）は、昭和49年6月に作成されます。前回（第9期）の選挙の際、有権者であった方および新しく有権者となることを希望される方は、次の諸事項に御留意のうえ、早目に手続きをとるようにしてください。

1. 前回（第9期、昭和46年）の選挙の有権者の方へ

前回の選挙の有権者については、前回提出のカードにより、本年資格審査が行なわれました。

これに関し、日本学術会議中央選挙管理会から登録用カードを再提出されるよう通知のあった方以外の方は、すべて引き継ぎ、有権者名簿に登録されますから、改めて登録用カードを提出する必要はありません。

ただし、前回の登録における所属以外の部または専門で今回の登録を求める方とする場合は、登録のしなおしをする必要がありますから、**様式第2**の「所属部または専門変更届」により、登録用カード用紙を請求してください。

2. 今回（第10期、昭和49年）の選挙に有権者となることを希望される方へ

(1) 今回の選挙に新たに有権者となることを希望され

る方で、大学・研究機関等に所属される方は、中央選挙管理会から大学・研究機関等に対して「登録用カード用紙請求者名簿」の提出方を依頼いたしましたから、なるべく所属の大学・研究機関等から提出の名簿によって登録用カード用紙を請求してください。

なお、名簿によって請求される場合は個人からの請求は不要ですから、大学・研究機関等と個人の両方から重複して請求しないように、特に注意してください。

(2) 新たに有権者となることを希望される方で、大学・研究機関等に所属しているが大学・研究機関等から提出した「登録用カード用紙請求者名簿」にカード用紙請求者として氏名を記載されなかった方は、**様式第1**により個人で登録用カード用紙を請求してください。

3. 登録用カード用紙の送付および提出について

登録用カード用紙は、請求あり次第「登録用カード用紙請求者名簿」提出の大学・研究機関等に対しては、一括して送付します。また、個人で請求の場合は、直接、請求人あてに送付します。

その際、第10期会員選挙説明書および登録用カード用紙提出用の封筒を同封いたします。登録用カード用紙に所要の事項を記入の際は、選挙説明書の「登録用カード記載上の注意」を十分お読みになったうえで記入してください。また、登録用カード提出の場合は、提出用の封筒を使用してください。

第10期会員選挙のための登録用カードの受付期限は**昭和49年3月31日**ですから、同日までに中央選挙管理会に必着するように提出してください。

なお、昭和49年4月1日以降に到着した登録用カードは、次回（第11期、昭和52年）会員選挙の登録用カードとして中央選挙管理会で保管します。

4. 有権者等の異動届について

有権者は氏名、住所（住居表示の変更を含む）、本籍、勤務機関および職名、勤務地等のいずれかに異動があったとき、または博士の学位を取得した場合にはそのつどみやかに、**様式第3**により、「有権者異動届」を中央選挙管理会に提出してください。これを怠ると有権者の権利を行使できないことがあります。

また、新たに有権者となることを希望される方で、登録用カードを提出し、その後に上記の異動があった場合も、異動の届を励行してください。

なお、有権者で本人が死亡した場合は、その旨を、遺族または関係者から届け出してください。

（日本学術会議月報より転載）